

美濃加茂市社会福祉協議会

「指定居宅介護支援」

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会

1 事業者

事業者名	社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会
所在地	美濃加茂市新池町三丁目4番1号
代表者氏名	会長 佐光 博司
設立年月	昭和50年 10月 法人化
電話番号	0574-28-6111
指定年月日	平成11年9月3日指定 岐阜県指令第537号の67

2. 事業所の概要

事業所名	美濃加茂市社会福祉協議会
所在地	美濃加茂市田島町四丁目1番地36
代表者氏名	佐光 博司
提供可能サービス種類	居宅介護支援事業
介護保険事業所番号	平成11年9月3日指定 岐阜県第2171200062号
管理者氏名	長谷川 えり
連絡先電話番号	0574-28-1101
通常の事業提供地域	美濃加茂市の区域

3. 事業所の職員体制等

職種	職務の内容	人員
管理者	業務管理	1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務	5名以上(管理者を含む)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日 (土、日曜、祝日、年末年始を除く)	午前8時30分から午後5時15分 (営業時間外は、当番職員の携帯電話に 転送され、24時間連絡可能です。)

5. 運営規定の概要

①事業の目的

事業者が行う居宅介護支援事業の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

②運営方針

- ・介護保険法の理念に基づき、要介護状態等となった場合においても利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ・利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じ、利用者の選択等に基づいて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を図り、総合的かつ効率的に居宅サービス計画を提供されるよう配慮します。
- ・利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って偏ることなく、公正中立な居宅介護支援を行います。

6. サービスの利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から給付されますので自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険制度からサービス料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス料金をいただき、サービス提供証明書ならびに領収書を発行いたします。後日、サービス提供証明書ならびに領収書をお住まいの市町村の介護保険担当窓口に出しますと、保険給付分の払い戻しを受けられます。

名 称	内 容	金 額
居宅介護支援費 (ICT活用等を行わない)	要介護1、2 (45件未満)	10,860円/月
	要介護3、4、5 (45件未満)	14,110円/月
初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更になった場合 	3,000円/回
特定事業所加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ① 専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。 ② 専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議を定期的開催する。 ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ⑤ 当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 	(Ⅱ) 4,210円/月

	<p>⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること。</p> <p>⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。</p> <p>⑧居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>⑨指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり 45 名未満であること。</p> <p>⑩介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」などに協力または、協力体制を確保していること。</p> <p>⑪他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</p> <p>⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。</p>	
<p>特定事業所医療 介護連携加算</p>	<p>①前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上</p> <p>②前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定</p> <p>③特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること。</p>	<p>1,250円/回</p>
<p>入院時情報連携加算 退院・退所加算</p>	<p>・入院時に介護支援専門員が入院した日のうちに入院先医療機関に情報提供を行った場合。(Ⅰ)</p> <p>・入院時に介護支援専門員が入院した翌日又は翌々日に入院先医療機関に情報提供を行った場合。(Ⅱ)</p> <p>・退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に、居宅サービス等利用開始月に3回を限度として算定。ただし、3回を算定できるのは、そのうち1回について、入院中の担当医との会議に参加して、退院後の在宅での療養上必要な説明を受けた上で</p>	<p>(Ⅰ) 2,500円/月 (Ⅱ) 2,000円/月</p> <hr/> <p>4,500円/回 (カンファレンス 無) 連携2回目 6,000/回</p> <hr/> <p>6,000円/回 (カンファレンス 有) 連携2回目 7,500/回</p>

	<p>居宅サービスを計画し、居宅サービス又は地域密着型サービスの調整を行った場合。</p> <p>・退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。</p>	3回目 9,000/回
通院時情報連携加算	<p>利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。</p>	500円/回 (利用者1人につき1月1回を限度)
緊急時等居宅カンファレンス加算	<p>在宅患者緊急時カンファレンスに介護支援専門員が参加した場合に算定。</p>	2,000円/回
ターミナルケアマネジメント加算	<p>対象は、回復が見込めない終末期の利用者が在宅で死亡した場合、終末期の医療やケアの方針に関する本人、家族の意向を把握した上で、24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備し、利用者または家族の同意を得たうえで、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を記録し、主治の医師等及び居宅サービス計画書に位置付けた居宅サービス事業所へ提供した場合に算定。</p> <p>「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行うこと。</p>	4,000円/月
看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価	<p>・モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること。</p> <p>・居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。</p>	居宅介護支援費を算定可
介護職員等処遇改善加算	<p>職員の賃金改善や職場環境の向上に充てられるもの</p>	2.1%

7. 事故発生時の対応方法

事業者はサービス提供にあたって、事故が発生した場合は、利用者やその家族等に速やかに報告し、必要な措置を講じます。

8. 実習生の同行について

福祉人材育成の一助とし、学生の学びの一環である現場実習(同行指導)を行う際に、その必要性和理解について、利用者に丁寧に説明いたします。後進育成にご協力をお願いいたします。

9. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の不測の入院に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② また、入院時には、本人やその家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

10. 秘密の保持

- ① 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ② あらかじめ別に定める文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、利用目的の範囲内で個人情報を取得、使用及び第三者に提供できるものとします。

11. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ・利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用票等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができることを説明いたします。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

1 2. カスタマーハラスメントの防止について

事業者は、利用者またはその家族等にカスタマーハラスメントに該当する迷惑行為が見受けられる場合は、毅然とした対応を行い、さらに悪質と判断される行為を認めた場合は、警察、弁護士等のしかるべき機関に相談のうえ、厳正に対処いたします。

【対象となる行為】

以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・身体的、精神的な攻撃（暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）威圧的な言動。
- ・継続的な言動、執拗な言語
- ・土下座の要求
- ・拘束的な行動（不退去、居座り、監禁、1時間以上の電話や面談等）
- ・差別的な言動、性的な言動
- ・職員個人への攻撃や要求
- ・職員の個人情報等のSNS/インターネット等への投稿（氏名、写真、音声、映像の公開）
- ・不合理又は過剰なサービスの提供の要求
- ・正当な理由のない商品交換、金銭補償の要求、謝罪の要求

1 3. サービス内容に関する苦情等

① 相談や苦情の受付

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- 受付窓口 美濃加茂市田島町四丁目1番地36
美濃加茂市社会福祉協議会 社協総合相談センター
- 苦情受付担当者 管理者 長谷川 えり
- 苦情解決責任者 総合相談センター長 太田 恵子
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
電話番号 （0574）28—1101

② 行政機関、その他苦情受付機関

美濃加茂市健康福祉部 高齢福祉課介護保険係	所在地 美濃加茂市太田町3431-1 電話番号 (0574) 25-2111
岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 (058) 278-5136
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 (058) 275-9826

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします

所在地 美濃加茂市田島町四丁目1番地36

事業所名 美濃加茂市社会福祉協議会

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意いたしました。

私は、居宅介護支援サービスを受けるにあたり、利用する指定居宅サービス事業者等及び保険者に対して、自己に対する介護サービス提供に必要な個人情報を用いること、また緊急時・災害時において生命、身体の保護の為、利用者の安否情報を行政に提供されることに同意いたしました。

利用者 住所 美濃加茂市

氏名 _____ 印

代理人又は立会人 住所

氏名 _____ 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

